

お知らせ

■ 当センターは、中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

■ 次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・歯科外来診療感染対策加算 1
- ・障害者施設等入院基本料
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・療養環境加算
- ・入院時食事療養(Ⅰ)
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・歯科治療総合医療管理料
- ・遺伝学的検査
- ・神経学的検査
- ・補聴器適合検査
- ・口腔細菌定量検査
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・障害児(者)リハビリテーション料
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・CAD/CAM 冠
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料

・入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

・当センターでは、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、平成 28 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

・当センターでは、別添「実費負担一覧表」の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。